

## 第1節 防災組織の整備・充実

震災対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、町及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災体制を整備するとともに、広域的な応援も含めた防災関係機関相互の連携を強化するとともに、町全体の防災力の向上に結びつく町内会を中心とした自主防災組織の活動を支援して、防災組織体制の万全を期す。

〔住民防災課、総務課〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第1節」を参照するものとする。

## 第2節 防災情報通信網の整備

震災時に災害情報システムが十分に機能し、活用できる状態に保つために、町及び防災関係機関は、防災情報通信網を整備するとともに、次のような安全対策を講じるものとする。

〔住民防災課〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第2節」を参照するものとする。

## 第3節 市街地の防災対策

市街地において地震が発生した場合、住民の生命、財産が危険にさらされるおそれがあることから、町は、県及び関係機関と協力して、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化、不燃化の推進、公園の整備保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による総合的な防災対策の整備に取り組み、災害に強い安全な町づくりを積極的に推進する。

〔建設課〕

### 第1 建物防災計画

#### 1 国見町耐震改修促進計画の促進

建築物の耐震性については、建築基準法により最低の基準が定められているが、昭和55年に制度化された新耐震設計基準の適用以前の建築物については、必ずしも十分な耐震性を有していないのが現状である。

このため、町は、県の関係機関等と連携し、建築物の所有者又は管理者に対し、耐震工法及び耐震補強等の重要性について啓発を行い、建築物の耐震性の強化を図る。

#### 2 被災建築物の応急危険度判定制度

町は、地震により被災した建築物が余震等による二次災害に対して安全であるかどうかの判定活動を民間の建築士等の協力を得て行うため、「福島県地震被災建築物応急危険度判定士認定制度」を設けるとともに、判定活動体制の構築を行う。

#### 3 窓ガラス等の落下物防止対策

町は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、次の対策を講ずる。

ア 地域防災計画において定められた避難場所までの避難経路等に面する建築物で、地下を除く3階以上のものを対象に落下物の実態を行う。

イ 実態調査の結果、落下物のおそれのある建築物について、その所有者又は管理者に対し改善を指導する。

ウ 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。

#### 4 ブロック塀の倒壊防止対策

町は、県等の関係機関と協力し、地震によるブロック塀（石塀を含む。）の倒壊を防止するため、以下の施策を推進する。

(1) 町は、県等の関係機関と協力し、町民に対してブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し、啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法および補強方法等についてパンフレット等を作成し、知識の普及を図る。

(2) 町は、町内の通学路、避難路、及び避難場所等に接続する道路のブロック塀の実態調査等を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努

める。

(3) 町は、ブロック塀を設置している住民に対して日ごろから点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣化等を奨励する。

(4) 町は、ブロック塀を新設または改修しようとする町民に対して、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

## 5 建築物不燃化の促進

### (1) 防火・準防火地域の指定

町は、県及び消防機関と連携し、建築物が密集し、火災に多くの被害を生じるおそれのある地域を防火地域又は準防火地域に指定し、耐火建築物、準耐火建築物その他建築基準法で規定する防火措置を講じた建築物の建築を推進する。

### (2) 建築物の防火の促進

新築・増改築等建築物については、建築基準法に基づく指導を行うとともに、既存建築物については、次の法制度体系を通じ事業の推進を図る。

#### ア 既存建築物に対する改善指導

町は、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の防火性を常時確保するため、建築基準法第12条の規定に基づく定期報告制度を活用し、建築物の安全性確保と施設改善を指導する。

#### イ 防火対象物定期点検報告制度

町は、伊達地方消防組合が実施する「防火対象物定期点検報告制度」に基づき、必要に応じ、伊達地方消防組合と連携して防火避難施設の改善指導を行う。

## 第2 防災上重要建築物の耐震性確保

町は、大規模な地震による災害時に、応急活動の拠点となる施設を防災上重要建築物として指定し、それらの施設の重要度に応じて耐震性の確保を図る。特に、災害対策本部及び災害警戒本部を設置する施設については、優先的に耐震性の確保を図るものとする。

### 1 防災上重要建築物の指定

(1) 町は、以下の施設を防災上重要建築物に指定する。

#### ア 防災拠点施設

町役場庁舎、道の駅国見あつかしの郷

#### イ 避難施設

##### (ア) 教育施設等

県北中学校、国見小学校、くにみ幼稚園、藤田保育所

##### (イ) 中央集会施設

観月台文化センター、小坂農村総合管理センター、

森江野町民センター、大木戸ふれあいセンター、  
国見東部高齢者等活性化センター

(ウ) 体育施設

上野台運動公園、上野台体育館、グリーンアリーナ 9 2 3

ウ 緊急医療施設

公立藤田総合病院

(2) 耐震診断、耐震補強工事等の実施

町（各施設管理者）は、防災上重要建築物に該当する施設について、当面必要に応じて耐震診断を行い、耐震補強工事を行うなど、耐震性の確保を図る。

(3) 建築設備の耐震性確保

町は、防災上重要建築物に該当する施設が、大規模な地震発生後も継続してその機能を果たせるよう、建築設備についても耐震性に十分配慮する。特に、防災拠点施設については、優先的に建築設備の耐震性の確保を図るものとする。なお、避難施設、緊急医療施設においては、ライフライン系統の断絶等の不測の事態に備え、太陽光パネルや非常用発電装置の設備など、業務の継続に必要な非常用設備の整備を推進する。

### 第3 防災空間の確保

#### 1 公園等の整備

公園等は、町における緑とオープンスペースの中核として、自然とのふれあい、活力のある長寿・福祉社会の形成、コミュニティの醸成、スポーツレクリエーション活動等、住民の多様なニーズに対応する生活の基幹的施設であると同時に、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っている。

#### 2 都市計画道路の整備

都市の基本的施設の一つである道路は人が歩き、車が走るためばかりだけでなく、コミュニケーションの形成等、住民生活のあらゆる面で利用されていると同時に、避難路や救援路さらには防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果たしている。

町は、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるダブルネットワーク化を図る。

#### 3 オープンスペースの確保

震災時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、

グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて調査を実施し、その把握に努める。

#### 4 住環境整備事業の促進

市街地において、不良住宅が集団的に存在する地域等は、震災時に被害の拡大が懸念される。これらの地区を住環境都市基盤及び都市防火等の観点から整備することにより、良好な市街地が形成され、防火性の高い安全で快適なまちづくりが図られる。

## 第4節 上下水道施設災害予防対策

上下水道施設の耐震性を強化して、地震発生時の被害を最小限にとどめ、かつ速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施することを目的とする。

[上下水道課]

### 第1 上水道施設予防対策

#### 1 水道施設の整備

町（以下「水道事業者」という。）は、水道施設のより一層の耐震化を図り、水道水の安定供給と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図るものとする。

- (1) 水道施設の耐震化を効果的、効率的に推進するため、既存施設の耐震診断等を行い、順次計画的に耐震化を進めるものとする。
- (2) 基幹施設の分散や系統多重化により補完機能を強化するとともに、配水システムのブロック化により、地震被害の軽減等を図るものとする。
- (3) 震災時、施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝送設備や遠隔監視・制御設備、自家発電設備等の電気機械設備について耐震化を図るものとする。
- (4) 水道施設の耐震化事業は、事業収入の増加につながらない大きな投資を必要とすることから、町からの財政的支援などにより必要経費の確保を図るものとする。

#### 2 応急復旧資材の確保

水道事業者は、応急復旧用資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の備蓄状況を把握しておくものとする。

#### 3 相互応援等

水道事業者は、応急復旧作業を迅速に進めるための人員等の確保のため、隣接水道事業者、さらには地震による同時被災を免れると思われる水道事業者と応急復旧等の応援活動に関する協定の締結を締結しておくなど、相互応援体制の整備を図るものとする。

### 第2 下水道施設予防対策

#### 1 下水道施設の整備

町は、下水道施設の計画、設計、施工及び維持管理に当たり、立地条件に応じ、施設の耐震化を検討するとともに、施設の維持管理においては、定期点検等による危険箇所の早期発見とその改善を行い、施設の減災を図る。

また、阿武隈川上流流域下水道県北浄化センターにおいては、「福島県地域防災計画」及び「福島県下水道防災計画」に定める予防対策を実

施し、施設の地震災害予防対策に努めるものとする。

## 2 応急復旧用資機材の確保

応急工事を速やかに施工するため、必要な資機材の備蓄に努めるとともに、資機材の優先調達を図るものとする。

また、地震発生時にすぐに対応できるように、下水道台帳とともに維持管理記録を一体として整理し、さらに優先的に調査する必要の箇所を特定するための下水道防災マップの作成を行っておくものとする。

## 3 要員の確保

応急復旧に必要な要員の配備計画をあらかじめ定めておくとともに、必要な人員を確保するため、施設の施工業者、管理委託業者及び他の下水道事業者と災害時の応援協定等の締結を進めるものとする。

## 第5節 電力、ガス施設災害予防対策

電力、ガス施設の耐震性の強化及び被害の軽減のための諸施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめ、安定した電力及びガスの供給確保を図るため、予防措置を講じるものとする。

〔東北電力ネットワーク（株）福島電力センター、（社）福島県エルピーガス協会、町内LPガス販売事業者〕

### 第1 電力施設災害予防対策〔東北電力ネットワーク（株）福島電力センター〕

#### 1 防災体制の確立

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に対処するため、営業所に災害対策組織を整備し、防災体制を確立しておくとともに、その組織運営方法及び関係機関との連携・協調の体制についても定めておくものとする。

#### 2 事業計画

##### (1) 送電設備

###### ア 架空電線路

地震力の影響は、氷雪、風力及び不平均張力による荷重に比べて小さいので、これらを考慮した設計を行うものとする。

###### イ 地中電線路

油槽台設計については、建築基準法による耐震設計を行うものとする。

##### (2) 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震性対策指針」に基づいて設計を行うものとする。建物については、建築基準法による耐震設計を行うものとする。

##### (3) 配電設備

軟弱地盤箇所について、根かせの増加取付等による支持物基礎の補強、変台コマの取付けや捕縛方法の強化等で柱上変圧器の設置を行う。

##### (4) 電気工作物の調査・点検等

法令に定める電気設備技術基準に適合するよう、自社の電気工作物の維持管理を実施するほか、事故・災害の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行うものとする。

##### (5) 災害対策用資機材の確保

ア 災害に備え平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努めるものとする。

イ 災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速かつ容易にするため、復旧用資機材の規格の統一を各電力会社間で進めるほか、「非常災害時における復旧応援要綱」に基づき、他電力会社及び電源開発(株)と災害対策用資機材等の相互融通体制を整えておくものとする。

(6) 災害用資機材の輸送体制の確立

災害対策用資機材等の輸送計画を策定しておくとともに、車両、船舶、ヘリコプター等の輸送力の確保に努めるものとする。

(7) 防災訓練の実施

ア 従業員に対し、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会の開催、社内報への関連記事掲載等により防災意識の高揚に努めるものとする。

イ 災害対策を円滑に推進するため、年1回以上防災訓練を実施し、災害時における復旧対策が有効に機能することを確認しておくものとする。また、町が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第2 ガス施設災害予防対策〔(一社)福島県エルピーガス協会、町内LPガス販売事業者〕

1 防災体制の確立

災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合に対処するため、初動措置段階における組織として、災害対策に関する規程及び保安規程に基づく体制を整備し、初動措置として実施すべき事項を明確にしておくものとする。

2 事業計画

地震防災対策にかかる措置を円滑に実施することによって、二次災害の防止や供給停止の早期復旧を図るための地震防災計画を策定し、これを段階的に推進していくものとする。

(1) LPガス施設の耐震性強化計画

ア 消費先の容器置場等

火気との距離を確保するために消費先の容器置場に隔壁等を設置する場合は、耐震性を考慮し施工することはもちろんのこと、既設の隔壁等についても耐震性の評価を行い、必要に応じて強化等の措置を講じるものとする。

イ 容器の転落、転倒防止措置

容器の転落、転倒防止については、省令に基づく措置を講じるのはもちろんのこと、適切な鎖掛け等を実施し、定期点検を実施するものとする。

ウ 耐震性配管への切り替え

埋設配管は耐震性の高い配管を設置するものとし、既埋設配管についても計画的に耐震性の高い配管へ切り替えを行うものとする。

エ 安全器具の設置

耐震児童ガス遮断機能搭載のS型マイコンメーターの設置はもちろんのこと、集中管理システム等の導入を図り、より高度な保安を実現するものとする。

オ ガス放出防止器等の設置

容器等からのガス漏れを防止するため、ガス放出防止器等の設置を図るものとする。なお、設置にあたっては、地震発生時において、容器のバルブ等の閉止が困難な高齢者世帯を優先的に行う等配慮するものとする。

(2) 情報収集のための無線等通信設備の確保

地震発生直後の供給区域内の被害情報の収集や緊急措置の実施のための連絡を、迅速かつ的確に行うための情報通信設備を整備しておくものとする。

(3) 防災資機材の管理等

次の防災資機材及び常備品を備え、定期的に数量を確認するとともに使用可能な状態に管理しておくものとする。ただし、自社において確保が困難な場合は、関係団体等からの調達ルートを確立しておくものとする。

ア 修理工具類

イ 車両、機械

ウ 点検用工具類

エ 非常食、飲料水

オ 緊急医薬品

カ 緊急支援用物資（カセットコンロ、カセットボンベ等）

キ 補修用、仮設住宅用機器（充電用容器、ガスメーター、調理器等）

(4) 復旧計画の策定

円滑かつ効率的な復旧作業を行うため、あらかじめ次の事項を考慮し、(一社)福島県LPガス協会が設置する現地災害対策本部と事前に協議し、復旧計画を定めておくものとする。

なお、計画策定（復旧作業の優先順位）にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、避難場所等の優先を考慮して策定するものとする。

(5) 防災訓練の実施

地震発生時に迅速かつ的確に防災活動を実施するため、町及び県の防災計画との関連も考慮して、災害対策本部の活動、現地対応等について、できる限り実践に則した訓練を実施するものとする。

(6) 防災関係機関との相互協力

ガス漏れ等による爆発事故が発生した場合、適切に対応できるよう、防災関係機関と日ごろから責任分担を明確にしておくとともに、必要な相互協力ができるよう協議しておくものとする。

## 第6節 鉄道施設災害予防対策

地震時における旅客の安全と円滑な輸送を図るための予防対策を確立し、かつ鉄道施設の耐震性を強化し、被害を最小限にとどめるよう、施設毎に予防措置を講じるものとする。

〔東日本旅客鉄道（株）福島支店〕

### 第1 東日本旅客鉄道（株）施設災害予防対策

#### 1 防災体制の確立

災害が発生する恐れがある場合又は発生した場合に対処するため、防災体制を確立しておくとともに、その組織の運営の方法及び関係機関との連携、協調体制についても定めておくものとする。

また、災害の情報を迅速かつ的確に把握するため、災害対策本部組織内での状況報告の方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、町及び関係機関との密接な情報連絡を行うための必要な措置等について定めておくものとする。

#### 2 事業計画

##### (1) 施設の耐震性の強化計画

ア 土木建築物の変状、若しくは既変状の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、路線等災害警備計画を作成し、気象異常等の路線巡回計画を定める。

イ 路線に近接する施設の落下、倒壊による路線への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

##### (2) 地震計の設置

地震計を設置するとともに、あらかじめ運転規制区間を定めておくことにより、地震発生時における早期点検体制の確立を図るものとする。

##### (3) 要員及び資機材の確保

ア 災害復旧に必要な要員及び資機材を確保するため、あらかじめ非常招集計画を定め、必要な資機材を常備しておくとともに、関係協力会社との協議要領を定める。

イ 復旧に必要な資機材及び災害予備貯蔵品の備蓄について、定期的に点検を行い、その保有数の確認と機能保持に努める等の保守管理体制を確立する。

ウ 災害復旧に必要な要員及び輸送計画を定めるとともに、緊急通行車両の事前届出を警察本部又は管轄警察署に行い、事前承認を受けておく。

##### (4) 防災業務施設及び設備の整備

福島地方気象台との連絡を密に行い、情報の収集、観測施設相互間

の連絡等に必要な気象観測設備、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。また、大規模な地震等が発生した場合の情報収集、連絡等を行うため、携帯電話等を配備しておくものとする。

(5) 電力の確保

災害時における列車の運転用・営業用電力を確保するため、停電時には非常用予備発電装置及び予備電源設備を活用するとともに、電気事業者からの受電方策等を講ずる等、早期給電体制の整備に努める。

(6) 防災教育の実施

社員に対し、災害予防に関する講習会・説明会の開催、パンフレット等の配布を行うとともに、日常業務を通じて次により必要な教育を行う。

- ア 予想される災害及び対策に関する知識
- イ 風水害及び地震発生時にとるべき初動措置
- ウ 事故処理要領に関する知識
- エ 社員が果たす役割及びその他必要な教育

(7) 防災訓練の実施

社員に対して、災害応急対策及び災害復旧に必要な次の訓練を行うとともに、地方公共団体及び防災関係機関が行う訓練等に積極的に参加し、必要な知識の習得に努める。

- ア 非常参集訓練及び災害発生時の初動措置訓練
- イ 消防（通報、消火、避難）訓練及び救出・救護訓練
- ウ 旅客等の避難誘導訓練

## 第7節 電気通信施設等災害予防対策

電話施設の予防対策は、震災時においても、通信の確保ができるよう、平常時から設備の防災構造化を実施する。また、震災が発生した場合に備えて、東日本電信電話(株)福島支店に災害等対策実施細則を制定し迅速かつ的確な措置を行えるよう、万全の体制を期する。

[東日本電信電話(株)福島支店]

### 第1 施設の現況

#### 1 建造物、設備等の現況

##### (1) 交換器の設置箇所

過去の大規模な地震や被害状況を参考として、耐震、耐火構造の設計を行うとともに、地震に起因する火災や降雨による浸水等の二次災害を防止するため、地域条件に即して防火扉、防水扉等を設置している。

##### (2) 所内設備

所内に設備する通信機器は、地震等による倒壊、損傷を防止するため、支持金物等による耐震措置を行うとともに、落下防止等の措置を行っている。

また、通信機械室に装備してある器具、工具、試験器等には、耐震対策を施し、棚等は不燃性のものを使用している。

##### (3) 所外設備

地下ケーブルは、耐震性の高い洞道への収容及び移設を随時実施している。また、橋梁添架ケーブルは、二次災害の火災による被害を想定して、耐火防護及び補強をしている。

### 第2 災害対策用機器

#### (1) 災害対策用無線機

ア 地域的な孤立を防止するための孤立防止用衛生通信方式(KU-1ch)を県内の役場、支所、出張所等の7箇所に配置している。

イ その他、復旧作業用として衛生携帯電話機を常備している。

#### (2) 非常用可搬型交換装置

所内通信設備が被災した場合、重要な通信を確保するため、代替交換機装置として、全国主要都市に非常用可搬型交換装置を配備している。

#### (3) 移動電源車

震災時等の長時間停電対策として、移動電源車を福島県内主要拠点に配備している。

#### (4) 所外設備応急用資材

所外設備が被災した場合、応急措置として、各種応急用ケーブル等

を配置している。

## 第2 実施計画

### 1 施設、設備等の確保施策

電気通信設備を確保するために以下の諸施策を計画し実施中である。

- (1) 公共機関等の加入者の必要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を図る。
- (2) 通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう、必要な場所に臨時公衆電話を設置し、一般公衆の使用に供する。
- (3) 架空ケーブルは、地震及び地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地下化の望ましい区間は、地下化を促進する。
- (4) 交換器設置ビル相互間を結ぶケーブルは、経路の分散化を推進する。
- (5) 商用電源が停止した場合の対策として、予備発電機を常備しているが、さらに被災した場合を考慮して、移動電源装置、可搬型電源装置を配備する。
- (6) 震災時の通信確保及び復旧対策として、移動電源車、衛星通信システム装置、非常用可搬型交換装置等を県内主要地域に配備するとともに、配備運用体制の見直しを行う。

### 2 防災訓練

災害予防措置及び災害応急対策措置等を円滑かつ迅速に実施できるよう、次の訓練を単独又は共同するなどして実施する。

- (1) 気象に関する情報伝達訓練
- (2) 震災時における通信疎通訓練
- (3) 電気通信設備等の災害応急訓練
- (4) 消防及び水防の訓練
- (5) 避難及び救助訓練

### 3 防災関係機関との相互協力、連携強化

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関に対し、協力要請する必要がある場合の要請方法等を明確にしておくものとする。

- (1) 物資対策  
県及び地方公共団体等に対する燃料、食料等の特別配給要請
- (2) 電源対策  
商用電源の供給要請
- (3) お客様対策  
お客様に対する故障情報、回復情報、輻輳回避策等の情報提供を行うための報道機関への要請

## 第8節 道路及び橋りょう等災害予防対策

町をはじめ施設等の施設管理者は、日常から施設の危険箇所の点検調査とこれに基づく補修工事並びに震災点検に基づく耐震補強を実施し、地震に強い施設の確保に努める。

〔建設課、産業振興課、福島河川国道事務所、保原土木事務所、県北農林事務所、福島北警察署、東日本高速道路（株）福島管理事務所〕

### 第1 町管理の道路及び橋りょう災害予防対策〔建設課〕

#### 1 現況

地震による道路の被害は、高盛土部分の路体や法面の崩壊、切土部における土砂崩落等のほか、地盤の亀裂・陥没・沈下・隆起に伴う道路施設の破壊が予想される。

本町には、断層や土砂崩落等の危険箇所が存在している。また、橋りょうについては、老朽化しているものや耐震設計を満足しないもの等があるため耐震性の向上を検討するとともに、落橋防止対策が必要である。

#### 2 計画目標

法面崩壊、土砂崩落、落石等については、法面防護工の設置、落石防止工の設置を進める。老朽橋、耐震設計を満足しない橋りょうについて、国、県の協力を得るなどして架替、補強を推進、検討し、落橋防止対策を行う。事業の実施順序は災害時における重要度を考慮して実施するものとする。

#### 3 実施計画

##### (1) 道路の整備

道路法面の崩落が予想される箇所、路体の崩壊が予想される箇所等を把握し、対策の必要な箇所について調査するとともに、その対策工事を検討し実施する。

##### (2) 橋りょうの整備

既存橋りょうについては、国、県の指導に基づき震災点検調査等を実施し、震災対策の必要な橋りょうについては、架替、補強、橋座の拡幅、落橋防止装置の整備等、耐震補強の実施を検討する。

また、新設橋りょうについては、国、県の基準を準用し、構造設計上のみではなく、全体の地形、地質等を含めた橋全体の構造を耐震的に考慮するものとする。

### 第2 国県管理の道路及び橋りょう災害予防対策〔福島河川国道事務所、保原土木事務所〕

#### 1 現況

地震による道路の被害としては、洪積層地域では亀裂・陥没・沈下・

隆起が、高盛土部分においては、地すべり・地割れ等が、また切土部・山間部においては土砂崩壊、落石等が予想される。その他、軟弱地盤帯では地震による液状化も予想される。

また、橋りょうについては損傷等も予想される。

## 2 計画目標

### (1) 道路の整備

土砂崩壊、落石等の危険箇所については、法面防護工の設置、また、老朽橋については架換え、補強等を行い、震災時の避難、緊急物資の輸送に支障のないようにする。

## 3 実施計画

震災時における道路機能の確保のため、所管道路について、必要な点検・調査を実施し、補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

### ア 道路切土法面、盛土法面等の点検調査

道路路面への崩落が予想される法面箇所等について、必要な点検・調査を実施する。

### イ 道路の防災補修工事

上記アの点検・調査に基づき道路の防災対策工事が必要な箇所について、工事を実施する。

### (2) 橋りょうの整備

震災時における橋りょう機能の確保のため、所管橋りょうについて必要な点検・調査を実施し、補修等対策工事を推進する。

### ア 橋りょう耐震点検調査

所管施設の地震に対する安全性等に関して必要な点検・調査を実施する。

### イ 橋りょう耐震補強の実施

上記アの点検・調査に基づき補強等対策工事が必要な橋りょうについて、補強工事を実施する。

### ウ 耐震橋りょうの建設

新設橋りょうは、道路橋示方書に基づき建設する。

### (3) 道路啓開用資機材の確保

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう民間業者との応援協定に基づき、道路啓開用資機材を緊急配備ができるよう体制の整備を図る。

## 第3 高速自動車道及び橋りょう災害予防対策〔東日本高速道路（株）福島管理事務所〕

### 1 現況

現在、本町を通過する日本道路公団管理の高速道路の延長は、約8.5

キロメートルである。構造は、高架、橋りょう、盛土部等からなり、高架等については、耐震化されている。

高速道路における非常電話は、本線上の上下線各路肩にキロメートル間隔で配置され、可変式標示板は国見インターチェンジ出口付近、料金所入口と国道4号上下線に設置されている。

## 2 計画目標

高速道路は、耐震設計基準に従い、地質、構造等の状況に応じて安全性の確保が図られているが、さらに安全性を図るため、必要な補強、点検、整備を行う。

## 3 実施計画

- (1) 地震に対し十分耐え得るよう設計施工されており、落橋の可能性は少ないが、定期的に点検を行い、必要な箇所については、落橋防止工事を行う。
- (2) 道路の立体交差部分や、歩道橋等の必要な箇所には、落下物防止網を設置する。
- (3) 必要な箇所については、各種情報板の改良整備を行う。
- (4) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄拡充に努める。

# 第4 農道、林道及び橋りょう災害予防対策〔建設課〕

## 1 現況

地震による農道、林道の被害は、切土部分及び山腹斜面の土砂崩落、落石等の発生が予想される。また、局所的ではあるが、高盛土部分の路体の破壊が予想される。

橋りょうについては、道路示方書に基づき設計施工されているが、耐震性確保のための定期的な点検が必要である。

## 2 計画目標

町内各地域の生活道路として、また、避難路としての機能を確保するため、土砂崩落及び、落石の危険箇所に対する法面保護等の措置、また老朽橋については定期的な点検を行い、震災時の通行及び輸送の確保を図る。

## 3 実施計画

### (1) 農道、林道の保全整備

法面の崩落、落石等の危険箇所については、調査によりその箇所を把握するとともに、県と協議の上、計画を樹立し、法面保護施設の工事を実施し、危険箇所の解消を図る。

### (2) 橋りょうの整備

橋りょうについては、農道管理者が個別施設計画に基づき、定期的な点検と計画的な予防保全対策を実施する。

## 第5 道路付帯施設災害予防対策〔福島北警察署〕

### 1 現況

地震による交通安全施設の被害は、施設の倒壊、損傷、信号機の滅灯等が予想される。したがって、軟弱地盤地帯における施設の調査と老朽施設の更新並びに主要交差点の信号機の滅灯に対処するため、交通信号機電源付加装置等の整備が必要である。

### 2 計画目標

軟弱地盤箇所施設及び老朽施設については、更新、補強等を推進する。主要交差点については、交通信号機電源付加装置の整備を推進する。

### 3 実施計画

#### (1) 地盤軟弱地帯の調査と補強

交通安全施設の設置場所について調査を行うとともに、人家や道路上に倒壊する恐れのあるものについては、補強、補修を実施する。

#### (2) 老朽信号機等の更新、整備

老朽信号機、道路標識等の交通安全施設については、県の定める交通安全施設等整備計画により計画的に更新、整備する。

#### (3) 信号機電源付加装置の整備

管内の主要交差点に信号機電源付加装置を整備する。

#### (4) 可搬式発動発電機の整備

災害により信号機が発生した場合、信号機機能の仮復旧又は信号機による交通整理を行うための可搬式発動発電機を整備する。

#### (5) 道路交通情報、提供装置の整備

道路障害発生時における、道路交通情報の収集、提供を図るため道路交通情報収集、提供装置の整備を検討する。

#### (6) 電源バックアップシステムの整備

災害の発生に備え、交通管制センターの耐震機能の強化を推進するとともに、停電に対処するため、電源バックアップシステムを整備する。

## 第6 電線共同溝の整備（道路管理者）

### 1 現況

地震の発生により道路敷を占有している電柱類が破損し、電線類の機能支障が生じるとともに、道路交通の障害となることが懸念されるため、被害の生じにくい地中化の推進が重要である。

このため、災害時における安全性向上に資する収容施設としての電線共同溝の整備を図る必要がある。

### 2 計画目標

道路管理者は、東北電力ネットワーク㈱、東日本電信電話㈱等の事業者と協議のうえ、電線共同溝の整備を推進する。

## 第9節 河川等災害予防対策

河川、ため池、砂防施設等は、地域住民の生命財産を守り、産業の発展に欠かせない施設である。これらの施設の整備に当たっては国、県及び関係機関と連携し、耐震性に十分配慮し、計画的な予防対策を実施する必要がある。〔建設課、産業振興課、福島河川国道事務所、保原土木事務所、県北農林事務所〕

### 第1 河川災害予防対策

#### 1 現状

本町には、国直轄管理の阿武隈川をはじめ、県の管理する滝川、牛沢川、佐久間川、普蔵川、上泉川の1級河川と、これら1級河川に注ぐ町管理の玉川、久保田川、滑川、武士沢川、龍護院川、熊笹川などがある。

部分的には改良の済んだ河川もあるが、依然、未整備箇所があり、このような状況で地震により堤体等の被災が生じた場合、大きな被害が発生するおそれがある。

#### 2 計画

町内の中小河川が合流する阿武隈川及び1級河川については、重要水防区域に指定されている箇所を最優先とし、流域全体の安全度を高めるため、関係各機関に早期の改修を要望していくものとし、中小河川の改修については、大河川の整備との整合性を図りながら、また、将来の土地利用計画を踏まえ、国、県の協力を得ながら、計画的に改修を図ることとする。

### 第2 砂防施設災害予防対策

#### 1 現状

町内の砂防指定地域は10か所、土石流危険渓流は23か所あり、それらの対策として砂防ダム等によって整備を図っている。

#### 2 計画

地震により土砂災害が甚大になると想定される土石流危険渓流については、土石流対策事業の促進を図り、また、老朽化した砂防ダム等においては、その施設の安全性の検討を行い、その結果により国、県の協力を得ながら、補強等の整備を行う。

### 第3 ため池施設災害予防対策

#### 1 現状

本町には、貯水量1,000m<sup>3</sup>以上のため池が26か所あり、その多くが明治時代以前に建造された老朽化したため池である。このような老朽ため池が、かんがい期の満水時に地震による被害を受けた場合、下流地域に

において大きな二次災害を発生させるおそれがある。

## 2 計画

ため池等整備事業により、国、県の協力を得ながら、緊急性の高い地区より順次整備を進める。

また、地震による破損等で決壊した場合に浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれや、下流に甚大な被害を与えるおそれのあるため池を「防災重点農業用ため池」として指定し、堤体補修等のハード対策を実施するとともに、緊急連絡体制等の整備やハザードマップ作成などのソフト対策も実施し、住民への周知による被害の軽減を図る。

## 第10節 地盤災害等予防対策

地震による被害の大きさは、地盤の特性及び地形等が大きな要素を占めている。したがって、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、土地の地形、地質及び地盤を十分に理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

このため、今後とも適正な土地利用を推進するとともに、災害時の被害を軽減するための諸施策を推進する。

〔建設課〕

### 第1 地すべり災害予防対策

#### 1 現状

地震により、地すべり危険箇所では、地すべりが誘発助長され、地域の人家・公共施設等に大きな被害を与えることが予想される。

本町の地すべり危険箇所は、上泉川下流（大字鳥取字大猪沢地内、約60ha）の1か所が指定されている。

#### 2 計画

地すべりによる災害を未然に防止するため、被害が予想される地区住民への危険地域の周知を行うとともに、この地域が地震により助長、誘引されないよう国、県の協力を得ながら地すべり対策事業を推進する。

### 第2 急傾斜地災害予防対策

#### 1 現状

地震により、急傾斜地にあつては、崖地崩壊が発生し、地域住民の生命、財産に大きな被害を与えることが予想される。

町の急傾斜地崩壊危険箇所は山崎字大坂地内、山崎字北古館地内、藤田字北地内の3か所であり、この地域にある保全人家戸数は約30戸である。

#### 2 計画

地震により、崖崩れ災害が発生すると予想される危険箇所については、国、県の協力を得ながら急傾斜地対策事業を推進する。

### 第3 二次災害予防対策

町は、危険性が高いと判断された箇所についての警戒体制、関係機関及び地域住民への周知体制、避難誘導體制等についてもあらかじめ検討しておくものとする。

また、町は、余震あるいは降雨等による二次的な災害を防止するための土砂災害等の危険箇所を、専門技術者（斜面判定士、山地防災ヘルパー）等を活用し、点検する体制の整備に努めるものとする。

## 第11節 火災予防対策

地震発生時における被害の拡大を防ぐためには、火災を最小限にとどめることが重要であり、同時多発的な火災の発生を未然に防止し、出火防止、初期消火の徹底、体制の整備、火災の拡大要因の除去及び消防力の強化などの対策を実施する必要がある。

[住民防災課、伊達地方消防組合、消防団]

### 第1 出火予防対策

#### 1 防火防災意識の高揚啓発

地震発生時には、同時多発的な出火の可能性が高いため、町、伊達地方消防組合及び町消防団は、春、秋の全国火災予防運動をはじめとする各種火災予防運動等を通じ、地震発生時の出火防止に関する知識の普及啓発活動を推進する。

また、ライフラインの復旧時に出火する場合もあるので、電気のブレーカーの遮断及びガスの元栓閉鎖など、避難時における対応についての普及啓発を図る。

#### 2 住宅防火対策の推進

町、伊達地方消防組合及び町消防団は、地震発生時における住宅からの火災発生を未然に防止するため、対震安全装置付火気使用設備器具の普及に努めるとともに、住宅防火診断等を通じ、各家庭における火気使用設備、器具の適切な使用方法を指導する。

特に、住宅火災による被災の危険性が高い寝たきり又は一人暮らしの高齢者、身体障がい者の家庭について優先的に防火診断等を実施する。

#### 3 防火管理者制度の効果的運用

火災による人的、物的損害を最小限度に抑えるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火の防止、出火の際の早期通報、初期消火及び避難誘導を確実に実行できるよう体制を確立する必要がある。そのため伊達地方消防組合は、防火管理者講習会等を開催するとともに、選任義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させる。

#### 4 予防査察指導の強化

火災の未然防止には、建物及び消防用設備の維持管理が重要であり、伊達地方消防組合は年間計画に基づき予防査察を計画的に実施するとともに、特に大規模店舗等不特定多数の者が出入りする施設については、立入り検査を励行し管理権限者に対する防火体制の徹底について指導を行う。

### 第2 初期消火体制の整備

### 1 消火器等の普及

町及び伊達地方消防組合は、震災時における初期消火の実効性を高めるため、町消防団の協力を得ながら各家庭における消火器、消火バケツの普及に努めるとともに、住宅火災の早期避難に有効な住宅用火災報知器の早期設置についても指導する。また、消火器の設置義務のない事業所等においても、消火器等の消火器具の積極的な配置を行うよう指導する。

### 2 自主防災組織の初期消火体制

町は、地域ぐるみの初期消火体制の確立のため、伊達地方消防組合及び町消防団の協力を得て、自主防災会を中心とし、消火訓練や防火講習会などを通じて初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

## 第3 火災拡大要因の除去計画

### 1 道路等の整備

町（建設課）は、計画的に道路網及び公園施設の整備を推進し、延焼の効果的な抑止を図るとともに、緊急輸送路・避難路の確保及び円滑な消防活動環境の確保に努める。

### 2 建築物の防火対策

町（建設課）は、公共建築物は原則として耐火構造とし、公共建築物以外の建築物については、広報等により不燃及び耐火建築の推進を啓発指導する。

### 3 薬品類取り扱い施設

教育施設、薬局等における薬品類は、延焼又は落下等により発火、爆発する危険性を有しているため、伊達地方消防組合はこれらの施設に対して、薬品類の管理及び転落防止について指導する。

## 第4 消防力の強化及び広域応援体制の整備

1 町は、「消防力の整備指針」による目標を達成するため、消防資機材等の整備にあたっては、年次計画を立て、国庫補助制度等を活用して充実強化を図り、また、消防団員については、技術の向上と組織の活性化を図りながら、地域の実情に応じた配置とするよう努める。

### 2 広域応援体制の整備

町及び伊達地方消防組合は、既存の相互応援協定についても随時見直しを行い、円滑な応援体制の整備を図るものとする。

## 第5 消防水利の整備

町は、消火栓、防火水槽、プール等の人工水利の整備、及び河川、池、沼等の自然水利の確保により、火災鎮火のために消防機械とともに不可欠な消防水利の適正な配置を行い、「消防水利の基準」を達成するよう努め

る。

## 第6 救助体制の整備

伊達地方消防組合は、高性能の救助工作車や、高度救急用資機材を整備し、震災に対応できるよう訓練を実施するものとする。

また、町は、各自主防災会にコミュニティ資機材整備による救助用資機材を整備し、かつ訓練を行うなど初期救助の体制整備を図る。

## 第12節 緊急輸送路等の指定

町は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の広域的な輸送を行うため、各拠点との有機的連携を考慮し、緊急輸送路等を事前に指定するとともに指定された緊急輸送路等の管理者は、それぞれの計画に基づき、その整備を実施する。

[建設課、福島河川国道事務所、保原土木事務所、東日本高速道路（株）福島管理事務所]

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第10節」を参照するものとする。

### 第13節 避難対策

大地震による災害は、火災などの二次災害と相まって、大規模かつ広域的なものとなるため、町及びその他の防災関係機関等において、適切な町として避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

[住民防災課、ほけん課、福祉課、教育委員会、伊達地方消防組合、消防団、その他関係機関]

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第11節」を参照するものとする。

## 第14節 医療（助産）救護・防疫体制の整備

地震発生時には、町内全域にあるいは局地的に、救助や医療救護を必要とする多数の傷病者が発生することが予想され、また、町内医療機関においても一時的な混乱により、その機能が停止することが十分予想される。

町は、県及び関係機関と連携し、医療（助産）救護活動を迅速に実施し、人命の安全を確保するとともに、被害の軽減を図るために必要な医療（助産）救護、防疫体制の整備充実を図る。

〔ほけん課、福祉課、住民防災課、伊達地方消防組合、日本赤十字社福島県支部、伊達医師会、公立藤田総合病院及び町内医療機関〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第12節」を参照するものとする。

## 第15節 食料等の調達・確保、防災資機材等の整備、廃棄物処理計画の策定及び罹災証明書発行体制の整備

町及び防災関係機関は、住民の生活を確保するため、食料、飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備を図る。

また、住民は、3日分の食料、飲料水等の備蓄に努めるとともに、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を日ごろから備えておくものとする。

〔住民防災課、産業振興課、税務課、上下水道課、ふくしま未来農業協同組合、商工会〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第13節」を参照するものとする。

## 第16節 航空消防防災体制の整備

大規模地震発生時には、同時多発的な被害の発生とともに、陸上交通網の被害が予想され、ヘリコプターを活用した人命救助、傷病者運搬等の消防防災活動が極めて有効である。

〔住民防災課、伊達地方消防組合、福島県消防防災航空センター〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第14節」を参照するものとする。

## 第17節 防災教育

地震による災害発生の防止、あるいは災害発生時における被害の軽減を図るため、町及び防災関係機関は日ごろから地震防災対策を進めるとともに、住民一人ひとりが、日ごろから災害に対する正しい知識を身につけ、冷静かつ的確な対応ができるよう、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める必要がある。

このため町及び防災関係機関は、町民に対して地震防災上必要な防災知識の普及啓発及び防災組織の育成指導に努めるとともに、気象庁が発表する緊急地震速報（警報）について、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報にも努めるものとする。

〔住民防災課、教育委員会、伊達地方消防組合〕

### 第1 町民に対する防災教育

#### 1 防災知識の普及啓発

町は、県及び関係機関と連携し、災害予防運動期間や災害が発生しやすい時期等を通じて、各種講演会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動を基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明などを行う。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での、防災に関する教育の普及推進に努めるものとする。

##### (1) 実施の時期

ア 防災とボランティア週間	1月15日～1月21日
イ 防災とボランティアの日	1月17日
ウ 防災週間	8月30日～9月5日
エ 防災の日	9月1日

##### (2) 普及の内容

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第15節 第1(2)」を参照するものとする。

##### (3) 普及の方法

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第15節 第1(3)」を参照するものとする。

##### (4) 地域防災力の強化

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第15節 第1(4)」を参照するものとする。

## 第2 防災上重要な施設における防災教育

町及び防災関係機関は、病院、社会福祉施設、大規模店舗、その他不特定多数の人が多数集まり、地震発生時に人的被害が発生する可能性の高い施設について、これらの施設における防災教育の徹底を図る。

### 1 病院及び社会福祉施設等における防災教育

病院、社会福祉施設等には、自力での避難が困難な人が多く利用しており、地震発生時において特に大きな人的被害を受けやすいため、病院、社会福祉施設職員等に対し、地震に対する防災教育の徹底を図るものとする。

特に、地震発生時の情報伝達、迅速な避難誘導及び救出・救護等に重点を置いた教育、訓練を日ごろから定期的に実施するとともに、利用者に対しても、災害発生時の避難誘導方法等についてパンフレット等を活用して理解を得られるよう努めるものとする。

### 2 不特定多数の人々が集まる施設における防災教育

大規模小売店舗等の不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、各施設の特徴に応じた災害発生情報の伝達方法、迅速な避難誘導等が確実にできるように従業員等に対する防災教育及び訓練を実施しておくものとする。

### 3 防火管理体制の強化

地震に伴う、出火による人的、物的損害を最小限に抑えるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、出火の防止、出火の際の早期通報、初期消火を確実にできる体制を確立する必要がある。そのため、伊達地方消防組合は防火管理者の資格付与講習会を開催するとともに、設置義務のある防火対象物には必ず防火管理者が置かれるように選任、解任届を励行させるものとする。

## 第3 防災対策要員に対する防災教育

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第15節 第3」を参照するものとする。

## 第4 学校教育における防災教育

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第15節 第4」を参照するものとする。

## 第18節 防災訓練

災害発生時に迅速かつ的確な行動を行うためには、災害時にどのような行動をとるべきか、災害時の状況を想定した、日ごろからの訓練が重要である。

このため、町は、災害対策基本法第48条の規定に基づき、総合防災訓練をはじめとする各種の防災訓練を実施し、地域防災計画の習熟、防災関係機関相互の連絡協調体制の確立及び防災体制の充実を図り、併せて住民の防災意識の高揚を図る。

なお、各種の防災訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

〔住民防災課、県北地方振興局、伊達地方消防組合、防災関係機関〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第16節」を参照するものとする。

## 第19節 自主防災組織の充実強化

地震災害発生時における被害の軽減を図るためには、町及び防災関係機関が防災対策を講じるとともに、地域住民が“自らの命と地域は自分達で守る”という意識のもとに、自主防災組織を結成し、地域における相互扶助による防災活動の中心として、自主防災組織において、日ごろから積極的に活動を行うことが重要である。

なお、本町では、自主防災組織である自主防災会を全町内会に設立しており、地域における自主防災活動を積極的に推進することとしている。

〔住民防災課、伊達地方消防組合〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第17節」を参照するものとする。

## 第20節 要配慮者対策

地震災害の発生時において、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者（児）及び外国人等災害時に特に配慮を要する者、いわゆる「要配慮者」が犠牲になる場合が多くなっている。

こうした状況を踏まえ、今後は、要配慮者の防災対策を積極的に推進していくことが、従来以上に重要な課題となっている。

〔住民防災課、ほけん課、福祉課、社会福祉協議会、公立藤田総合病院〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第18節」を参照するものとする。

## 第21節 ボランティアとの連携

大規模な地震災害発生時には、県内外から多くの慈善の支援申入れが寄せられることが考えられる。

町及び防災関係機関、各種団体は相互に協力し、町社会福祉協議会の運営するボランティアセンターを中心として、ボランティアの受付、調整等を行うための体制の整備を図るものとする。

また、ボランティアの受入れに際しても、医療、看護、老人介護や外国人との会話力、建築物の応急危険度判定等ボランティアの技能が効果的に活かされるよう配慮する。

[住民防災課、ほけん課、福祉課、社会福祉協議会、日本赤十字社福島県支部]

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第19節」を参照するものとする。

## 第22節 危険物施設等災害予防対策

地震による危険物等貯蔵施設に係る危険物災害を未然に防止するため、自主保安体制の強化と危険物施設自体の耐震性を向上させることにより、危険物施設の安全性を高めるなどの防災対策の確立を図るものとする。

〔住民防災課、伊達地方消防組合、町内危険物取扱事業者〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第20節」を参照するものとする。

## 第23節 災害時相互応援協定の締結

大規模災害発生時は、被災自治体だけで災害対策を実施することは不可能であり、自治体間の協力や民間企業などと連携して災害対策を実施する必要がある。また、CSR（企業の社会的責任）の一環として、災害対応への協力を積極的な企業も増加しているため、被災住民だけでなく帰宅困難者等への対応、役務の提供など、さまざまな場面での企業、団体からの協力を得るための災害時応援協定の締結を促進する。

〔住民防災課、産業振興課、建設課、防災関係機関、民間事業者・団体〕

このことについては、「第2編 一般災害対策編 第1章 第21節」を参照するものとする。